

日本学生支援機構 貸与奨学金を申込みみなさんへ

亜 細 亜 大 学
学生センター奨学金係

重 要 奨学金返還の義務について

みなさんは、「奨学金返還の重要性」を考えたことがありますか？

これから奨学金を申込み方にとって、奨学金返還とは卒業後のことであり、みなさんにとってピンと来ない方が大半かと思います。日本学生支援機構 貸与奨学金とは、奨学金とうたわれていますが、貸与終了後は必ず返還の義務があるものです。

- 貸与終了後は、必ず返還する義務がある
- 返還金は、後輩の奨学金としてただちに活用される
- 一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことで成り立つ制度
- 国から借り入れた多くのお金が投入され国民の負担となっている
- 社会的責任を十分に理解し、自覚と責任をもって必ず返還しましょう。

学業支援のための奨学金制度のため、修得単位数が標準単位数より悪い場合は、奨学金が「**停止**」、「**廃止**」（奨学生としての身分がなくなること）の処分となることもあります。経済的にいくら困窮していても、学業成績としての単位修得がなければ、奨学金受給を継続することができなくなります。目標や夢をもって計画的に奨学金を利用し、学業生活に励んで有意義な学生生活を送ってください。

延滞した場合の措置

振替不能 1 回目 本人、（人的保証の場合）連帯保証人・保証人に対して、文書と電話により督促を行う

振替不能 2 回目 1、2 回分の割賦金が振替 ※返還者本人に「振替不能通知書」を送付

振替不能連続 3 回目 1 回目分からの延滞金が割賦され返還者本人に「振替不能通知」を送付
（人的保証の場合）連帯保証人・保証人にも督促状を送付

振替不能連続 4 回目以上 口座振替の停止

債権回収会社から返還者本人、（人的保証の場合）連帯保証人・保証人にも督促

※奨学金の返還が難しい場合は、日本学生支援機構へ相談してください。

長期間の延滞 返還期限が到来していない分も含め、返還未納額の全額を一括返還請求

それでも返還に応じない場合は、裁判所へ支払督促申立（機関保証の場合代位弁済請求を行う）

➡裏面へ続く

個人信用情報機関への延滞情報の登録

返還開始から6か月（延滞が3か月以上）返還が滞った場合

あなたの個人情報、奨学金の契約情報、延滞した情報が「個人信用情報機関」に登録されます。

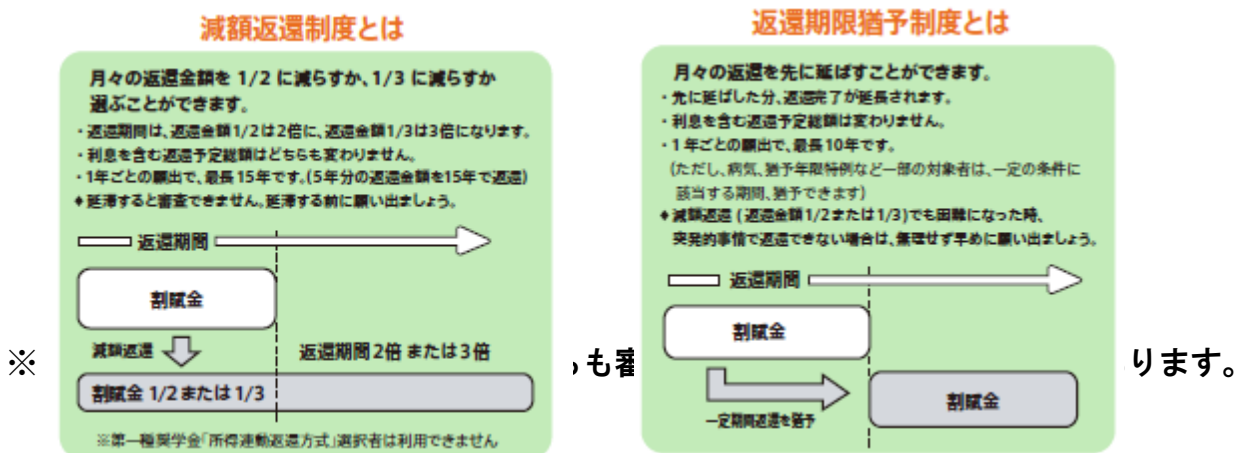
➡クレジットカードが使用できなくなる。

➡自動車ローン、住宅ローン等各種ローンが組めなくなる

※ 延滞を解消しても返還完了後5年が経過するまで登録され続けます。

返還が困難になった場合の救済制度

奨学生本人が経済困難、失業、傷病、災害等の事情、学校在学継続などにより返還が困難になった場合、減額返還、返還期限猶予、在学猶予の願い出により返還を救済する制度があります。



困ったら、まず相談を！！ 奨学金相談センター

0570-666-301(ナビダイヤル)

日本学生支援機構奨学金のサイト「返還が難しい場合の対処法」



～ ご 案 内 ～

奨学金貸与・返還シミュレーション



奨学金相談サイト

